

# 解説

## 課徴金事例集の公表について(1)

前証券取引等監視委員会 開示検査課課長補佐 すずき みちお 鈴木 三智男

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成23年6月21日に、「金融商品取引法における課徴金事例集」を取りまとめ、公表した。証券監視委では、市場参加者に課徴金制度への理解を深めてもらうため、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要について、事案ごとの特色などの説明を加えて取りまとめ、平成20年6月以降、毎年この時期に公表しているものであり、今回で4回目となる。

今回の事例集は、証券監視委の勧告に基づき、平成22年5月から平成23年4月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）課徴金事例を紹介している。今回の事例集には、これまでの事例集と同様に、内部者取引、相場操縦、開示書類の虚偽記載といった違反行為の概要のほか、開示書類の提出義務違反（不提出）についても、今回初めて、事例として掲載している。また、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、開示検査の結果、是正が行われた事例についても、平成22年と同様に紹介している。

本稿では、こうした課徴金事例のうち、開示書類の虚偽記載事案を中心に説明を行う。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

### 1 開示事案の傾向

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、これまで開示書類の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告を行った47事案51件（法人47件・個人4件）の課徴金額をみると、最高額は15億9,457万9,999円、最少額は150万円（個人を含めると142万円）となっている。

また、開示書類の不提出、公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令勧告を、3事案3件（法人3件）行っている。開示書類の不提出事案は、今回初めて行われたものであり、その内訳は、有価証券報告書等継続開示書類の不提出が1件、社債の無届募集に係る有価証券届出書の不提出が1件となっている。

開示書類の虚偽記載について、課徴金納付命令対象となった開示企業について、上場市場別にその傾向をみると、5取引所に万遍なく対象企

業がみられるが、延べ58社のうち、本則市場銘柄が31社、新興市場銘柄が27社となっている。また、業種別でみると、情報・通信業が12件、卸売業が7件、サービス業が7件、建設業が6件といったところが目立っている（次頁の表1、表2参照）。

また、これまでの開示書類の虚偽記載について、課徴金納付命令勧告を行った事例に係る不適正な会計処理の類型をまとめると、77頁の表3のとおりとなる。

### 2 事例集掲載の個別事例の概要

今回の事例集においては、開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告事例を11事例掲載している。本稿では、そのうち3事例を紹介する。

なお、具体的な虚偽記載の態様等及び他の事例については、証券監視委ウェブサイト（[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2011/2011/20100621-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20100621-1.htm)）に掲載されている事例集本体をご覧ください。

#### ○ サービス業を営む東証マザーズ上場企業による虚偽記載事例（事例20）

本件は、当社が、マザーズ上場以前から、進行基準を悪用した売上の

【表1】上場市場別分類

| 年度         | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  | 23 | 計   |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 東証         | 1   | 5   | 3   | 4   | 12  | 1  | 26  |
| 1部         | 1   | 4   | 2   | 2   | 4   | 0  | 13  |
| 2部         | 0   | 1   | 0   | 0   | 1   | 0  | 2   |
| マザーズ       | 0   | 0   | 1   | 2   | 7   | 1  | 11  |
| 大証         | 3   | 4   | 8   | 4   | 5   | 0  | 24  |
| 1部         | 1   | 1   | 2   | 0   | 2   | 0  | 6   |
| 2部         | 0   | 0   | 2   | 1   | 0   | 0  | 3   |
| ジャスダック     | 2   | 3   | 4   | 3   | 3   | 0  | 15  |
| (うち旧ヘラクレス) | (0) | (3) | (1) | (2) | (0) |    | (6) |
| 名証         | 1   | 0   | 1   | 1   | 0   | 1  | 4   |
| 1部         | 1   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0  | 3   |
| セントレックス    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1  | 1   |
| 札証         | 0   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0  | 2   |
| 福証         | 0   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0  | 2   |
| 合計         | 5   | 9   | 16  | 9   | 17  | 2  | 58  |
| 年度別勧告件数    | 3   | 8   | 11  | 9   | 18  | 2  | 51  |

(注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、23年度は5月まで（業種別分類において同じ）。  
 2 複数の市場に重複上場している企業があり、また、年度別勧告件数には個人に対して行われた勧告件数も含まれているため、各年度の合計数と年度別勧告件数が一致しないものがある。

【表2】業種別分類

| 年度        | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 計  |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|
| 建設業       | 2  | 1  | 3  | 0  | 0  | 0  | 6  |
| 食料品       | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 機械        | 0  | 0  | 3  | 0  | 0  | 0  | 3  |
| 電気機器      | 0  | 1  | 0  | 0  | 2  | 0  | 3  |
| 輸送用機器     | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |
| 倉庫・運輸関連業  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  | 0  | 2  |
| 情報・通信業    | 0  | 4  | 1  | 1  | 4  | 2  | 12 |
| 卸売業       | 0  | 0  | 2  | 3  | 2  | 0  | 7  |
| 小売業       | 0  | 2  | 0  | 1  | 0  | 0  | 3  |
| 証券商品先物取引業 | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  |
| 不動産業      | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |
| サービス業     | 0  | 0  | 1  | 1  | 5  | 0  | 7  |
| 合計        | 3  | 8  | 11 | 8  | 15 | 2  | 47 |

前倒し計上（78頁の図1参照）を行っていたものである。

当社は、コンサルティング業務及びプロモーション業務のうち、受注金額が一定額以上のものについては、売上計上基準として「進行基準」を採用していた。この「進行基準」と

は、業務に関与した営業担当者の直接作業時間により業務の進捗度を把握し、進捗度を配賦基準として売上を計上するものとされていた。

しかし、当社は、当期の利益目標を達成するために、業務期間の前半に売上の大部分を計上できるよう、

実際の業務の進捗状況にかかわらず進行基準表を作成し、これに基づく進捗度を配賦基準として、売上を前倒し計上していた。

なお、当社は、進捗度の基礎となる直接作業時間を集計できるような体制を有しておらず、そもそも、当

【表3】不適正な会計処理の類型

|  |  |
|--|--|
| <p>① 売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上の前倒し計上</li> <li>・ 売上の過大計上</li> <li>・ 架空売上の計上</li> </ul> <p>② 売上原価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上原価の過少計上</li> <li>・ 売上原価の繰延べ</li> <li>・ 架空仕入の計上</li> <li>・ 売上原価の未成工事への付替えによる費用の繰延べ</li> </ul> <p>③ 販売費及び一般管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用の過少計上</li> <li>・ 販売費及び一般管理費の過少計上</li> <li>・ 貸倒引当金の過少計上</li> <li>・ 費用の無形固定資産への付替え</li> </ul> <p>④ 営業外・特別利益</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社債の評価益の過大計上</li> <li>・ 匿名組合清算配当金の過大計上</li> <li>・ 引当金の不計上</li> <li>・ 経営統合の際の特別利益（負ののれん）の過大計上</li> </ul> <p>⑤ 営業外費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸倒損失の過少計上</li> </ul> <p>⑥ 特別損失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損損失の過少計上</li> <li>・ 減損損失の不計上</li> <li>・ 関係会社損失引当金の過少計上</li> <li>・ 貸倒引当金の過少計上</li> <li>・ 非上場株式の評価損の過少計上</li> <li>・ ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上</li> <li>・ のれんの一括償却による損失の不計上</li> <li>・ 債務保証損失引当金の不計上</li> </ul> | <p>⑦ 資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上債権の過大計上</li> <li>・ 棚卸資産の過大計上</li> <li>・ 棚卸資産の架空計上</li> <li>・ （長期）未収入金の過大計上</li> <li>・ 前渡金の過大計上</li> <li>・ 有形固定資産の過大計上</li> <li>・ 無形固定資産（のれん）の過大計上</li> <li>・ 無形固定資産（ソフトウェア）の架空計上</li> <li>・ 著作権の過大計上</li> <li>・ 関係会社株式の過大計上</li> <li>・ 投資有価証券の過大計上</li> <li>・ 破産・更生債権等の過大計上</li> <li>・ 貸付金の過大計上</li> <li>・ リース資産の架空計上</li> <li>・ 繰延税金資産の過大計上</li> </ul> <p>⑧ 負債</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前受金の過少計上</li> <li>・ 退職給付引当金の過少計上</li> <li>・ 未払金の過少計上</li> </ul> <p>⑨ 連結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子会社の連結外し</li> </ul> |
|--|--|

社が採用した「進行基準」により進捗度を把握することさえ不可能なものであった。

また、当社は、上記売上の前倒し計上以外にも、証憑偽造による架空売上の計上など、不適正な会計処理を行っていたものであり、上場後も、不適正な会計処理の隠蔽及び発覚による倒産の回避のために、不適正な会計処理を長期にわたって継続していたものである。

○ 情報通信業を営む東証マザーズ上場企業（A社：子会社）及びサービス業を営む東証1部上場企業（B社：親会社）による虚偽記載

事例（事例21）

本件は、A社の営業部門において、過度な売上予算達成のプレッシャーから、長期にわたって売上の前倒し計上を行っていたものである。

また、B社は、公開買付けにより上記東証マザーズ上場企業を子会社としたが、当該企業による上記不適正な会計処理に伴い、親会社である当該東証1部上場企業においても、のれんが過大計上となっていたものである。

B社は、A社を連結子会社化したことに伴い、以後の連結財務諸表において、A社株式の取得価額（買収

金額）とA社の純資産額の持分相当額との差額をのれんとして資産計上していた。

この買収金額は、A社の訂正前の財務諸表を前提として算出されていたため、過大なものとなっていたが、B社は、A社による不適正な会計処理が発覚した際に、A社株式の評価額を減少させずに、A社の純資産額分を減額し、他方で、のれんの金額を増加させる訂正報告を行っていた。

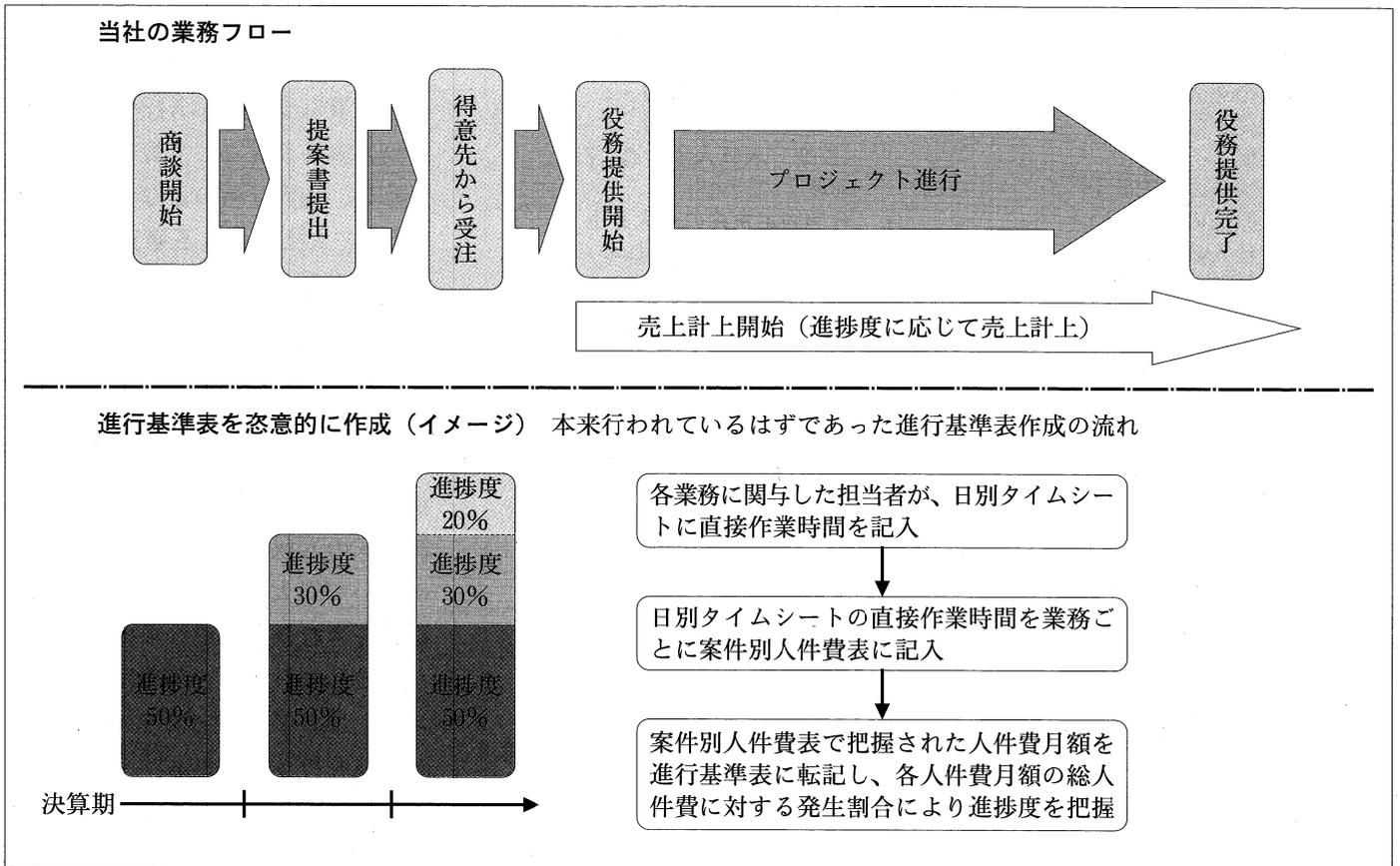
しかし、B社は、A社による不適正な会計処理が発覚した時点で、A社株式の買収価額はA社の企業価値に比して過大であり、A社の超過収益力を含む企業価値は毀損していたと認識していたことから、個別財務諸表上は、子会社であるA社株式の評価減を行う必要があり、また、連結財務諸表上は、のれんに係る減損（評価減）損失を計上する必要があった。

○ サービス業を営む大証ジャストック上場企業による虚偽記載事例（事例27）

本件は、当社の役員が、A社からの提案により、当社が興行元へ支払うチケット販売代金及び協賛金をA社に投資運用させることにより、興行主へ支払うための協賛金を増額させようとしていたが、A社が運用に失敗したため、当社の役員は、取締役会付議などの正規の手続を得ることなく、当社の資金により興行元への支払いを立て替え、また、A社への貸付けを行ったものである。

当社がA社に代わって支払った資金及びA社へ貸し付けた資金は、本来、A社に対する貸付金等の債権として計上し、回収の見込みがない債権として、貸倒引当金を計上すべきところ、当社役員は、上記事実が露見することを免れるため、営業未払

【図1】



金のマイナス勘定として処理し、貸倒引当金の不計上等、不適正な会計処理を行っていたものである（次頁の図2参照）。

### 3 開示検査の今後の課題

課徴金・開示検査課は、平成23年7月1日をもって、内部者取引等の調査を行う取引調査課と開示検査を行う開示検査課に分かれた。

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して、開示検査の多様化と高度化を図るように努めることが今後の課題と考えている。

- ① 正確な企業情報が、遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・

調査を実施するため、市場内外のさまざまな情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努めるほか、任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。

- ② 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化する。
- ③ 金融庁の行政部局等のほか、金融商品取引所や日本公認会計士協会との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有により、連携を強化する。
- ④ 株式や社債等の無届募集につい

ては、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止め命令の申立て（金商法第192条）の活用も含め、適切に対応する。

### 4 おわりに

投資者が、有価証券の投資判断を適切に行い得るためには、企業内容の適正な開示が重要である。証券監視委としては、本課徴金事例集が、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的規律の促進、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に役立つことを期待しているところである。上場企業等開示企業において適正開示の確保に向けた自律的な取組みが行えるよう、開示企業の監査証明を行う公認会計士の皆様においても、本事例集を積極的に活用いただきたい。

【図2】

